

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A 《訪問介護》

【平成29年2月14日版】

Q	サービスの種類
	(質問内容) 現在、生活援助としてサービスを提供している利用者に対し、一部身体介護のサービスを提供している利用者に対し、一部身体介護のサービスを提供した場合、どのような区分になるのでしょうか？
A	一部身体介護をサービスを提供している場合は、総合事業の介護予防訪問サービス(第1号事業)へ、生活援助サービスのみを提供している場合は、総合事業の生活援助型訪問サービス(第1号事業)へ移行することとなる。

Q	兼務について
	(質問内容) 訪問介護現行相当サービスの常勤換算と基準緩和型の常勤換算の該当者は兼用できないのでしょうか。
A	介護予防訪問サービス(現行相当)と生活援助型訪問サービス(基準緩和型)の事業で兼務することは可能(詳しくは、ホームページ掲載の「一人当たりが兼務できる職種一覧」を参照)。しかし、介護予防訪問サービスの常勤換算の計算において、生活援助型訪問サービスでの勤務時間を含めることができないので、介護予防訪問サービスと生活援助型訪問サービスを兼務することによって介護予防訪問サービスの人員基準2.5人を満たせないような配置は不可である。

Q	兼務について
	(質問内容) 基準緩和型訪問介護は、今までとは別に人員配置が必要との事ですが、現在当事業所訪問介護は常勤換算2.5ギリギリの為、別に人員配置する事が出来ないのか？現行相当サービスはこれまでの人員配置(別に配置をしない)でよいのか。
A	介護予防訪問サービスと生活援助型訪問サービスの事業で兼務することは可能であり、訪問介護員等の加配がある場合、追加の人員配置が必要とは限らない(詳しくは、ホームページ掲載の「一人当たりが兼務できる職種一覧」を参照)。しかし、介護予防訪問サービスの常勤換算に生活援助型訪問サービスでの勤務時間を含めることができないので、質問のように介護予防訪問サービスと生活援助型訪問サービスを兼務することによって介護予防訪問サービスの人員基準2.5人を満たせないような配置は不可である。なお、介護予防型は従前の予防訪問介護の人員基準と同じとしている。

Q	参入するサービスの選択
	(質問内容) 現行相当サービスは受けて、基準緩和型は受けない等分けて出来るのか？
A	可能。ただし、事業所によって申請の類型が異なるので、詳しくは別添資料「介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)の事業者指定について」の『申請の類型について』を確認すること。